

# IFRS®第17号「保険契約」の適用

監査委員会（ガバナンス責任者）のための検討事項

2020年2月



時間は残り少ない。

万全な適用を確実にするため、監査委員会は今こそ積極的に活動し、強固なガバナンスを提供する必要がある。

## 2020年1月のGPPCガイダンスの概説

IFRS第17号「保険契約」は現在のところ2022年1月1日<sup>1</sup>が強制発効日となる見込みである。IFRS第17号の適用は複雑で、アプローチ及びその結果は多岐にわたるため、その適用は困難なものとなるであろう。

### 広範な変更

多くの保険会社にとって、IFRS 第17号は保険契約の会計処理方法に広範な変更をもたらし、要求される変更の範囲は非常に大きいものとなる。

新たな基準要件は、保険会社に以下の3つの主要課題をもたらす。

- 複雑性の増大
- 多岐にわたるアプローチ及び結果
- 適用にかかる時間及び労力

保険会社の監査委員会は、基準適用段階及びその後の段階において、監督者としての役割を担うことが期待されている。

### 監査委員会がIFRS第17号の適用を監督するのに役立つガイダンス

グローバル・パブリック・ポリシー委員会（GPPC: BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG及びPwCの代表者で構成されている）は、監査委員会（ガバナンス責任者）が責任を果たすために役立つガイダンスを提供する目的で、2つの共同ペーパー<sup>2</sup>を発行した。

GPPCガイダンスは以下をカバーしている。

- 経営者に関する主要な検討事項。監査委員会が経営者との議論を想定した主要な10の質問を含む。
- 外部監査人に関する主要な検討事項。監査委員会が外部監査人との議論を想定した主要な10の質問を含む。
- IFRS第 17号の導入に関連して保険会社が直面する主要な判断及び会計方針の選択。

この概説では、GPPCガイダンスの背景及び主要なテーマの概要を説明している。

<sup>1</sup> 国際会計基準審議会（IASB）は、2019年6月にIFRS 第17号の修正案を含む公開草案を公開し、2019年9月25日のコメント期間の終了後、再審議プロセスを現在進めている。この再審議プロセスは、発効日を含むさまざまなトピックを対象としており、2020年3月末までに完了する予定である。基準の最終化は2020年半ばに予定されている。

<sup>2</sup> [Implementation of IFRS 17 Insurance Contracts](#) and [Implementation of IFRS 17 Insurance Contracts – Companion document on key judgements and accounting policy choices](#).

# 2020年1月のGPPCガイダンス

GPPCガイダンスは、監査委員会が高品質な適用に資する要素を識別し、経営者による適用準備の進捗を評価するのに役立つ。

## GPPCガイダンスとは

GPPCガイダンスは、保険会社のガバナンス責任者（取締役会及び／または監査委員会を想定）がIFRS第17号の適用に関する監督責任を果たすための支援を目的にGPPCによって公開されている。

GPPCガイダンスは、監査委員会が、基準適用に向けた経営者の進捗状況及び外部監査人のIFRS第17号監査の準備状況を評価できるように構成されている。

## GPPCガイダンスが公表された理由

IFRS第17号は保険会社の会計の新しい時代を意味する。現行IFRS第4号「保険契約」は、既存の現地の保険会計実務の多くを保険会社が継続することを許容する暫定基準であった。これは、現在、各国情で実務に大きな差異があることを意味している。これに対し、IFRS第17号は、IFRS適用区域で財務報告する企業間における保険契約の測定及び表示の比較可能性を改善することを目的として、原則主義に基づく規定を提供している。

多くの保険会社にとって、IFRS第17号は保険契約の会計処理方法に広範な変更をもたらす。監査委員会は、IFRS第17号を適用するためのプロジェクトの進捗状況、IFRS第17号が財務報告（KPIを含む）に及ぼすと予想される影響、経営者が行う主要な判断、重要な見積り及びアサンプションを理解する必要がある。

監査委員会は、IFRS第17号適用を監督するという重要な役割を担っており、当該ガイダンスはこの責任を果たす上で役立つように作成されている。

IFRS第17号の適用は複雑であり、アプローチ及び結果が多岐にわたるため、その適用は困難なものとなるだろう。

## 保険会社が直面する可能性の高い課題

### 複雑性の増大

IFRS第17号の適用にあたり、経営者には財務報告に重大な影響を与える可能性のある技術的な決定及び判断が要求されているため、監査委員会は主要な基準適用上の課題を認識する必要がある。付属文書は経営者が行う必要のある主要な判断及び会計方針の決定に焦点を当てている。

### 多岐にわたるアプローチ及び結果

IFRS第17号は原則主義に基づく規定を提供するため、通常具体的で詳細な方法を規定していない。

適切な技法を選択し、見積りを行うには、経営者の高度な判断が必要であり、財務諸表作成者によって異なる方法が採用される可能性がある。判断手法について、強力なガバナンスが存在することが重要となる。

### 適用にかかる時間と労力

新たな規定は、テクノロジー及びシステムのデザインと使用方法、並びにアクチュアリー及びその他の専門家の役割にさまざまな帰結をもたらす。また、財務諸表の作成にかなり多くの見積りと判断が介入することになり、保険会社の財務報告の外観と内容を変更する。適用計画は大規模で、複雑かつ高額な費用を要する可能性があるため、監査委員会は今こそ積極的に活動する必要がある。

GPPCガイダンス本紙には、経営者の基準適用プロジェクト及び外部監査人のIFRS第17号監査の準備状況を評価するための主要な検討事項が含まれている。

## GPPCガイダンス本紙で提供されているガイダンス

GPPCガイダンス本紙には、以下の2つのセクションがある。

経営者に関する主要な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>- IFRS第17号適用のプロジェクト・マネジメント（プロジェクト・ガバナンス及び監督、適用及び移行のプロジェクト計画、並びに主要な優先事項を含む）</li> <li>- 内部統制環境の変更（データ管理統制、重要な判断、アサンプションの変更及びその他のインプットに関する統制、モニタリング統制、暫定移行措置の検討に関する統制、グループとしての検討に関する統制を含む）</li> <li>- リソース及びトレーニング</li> <li>- 保険業界団体への関与及び同業他社との一貫性</li> <li>- テクノロジーの必要性及び変更（テクノロジーへのアプローチ、ベンダー選定及びデータに関する検討を含む）</li> <li>- 主要な利害関係者への影響及びコミュニケーション（CFO、内部監査、投資家、アナリスト、監督機関及び規制当局を含む）</li> </ul>
外部監査人に関する主要な検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>- テクニカルな専門知識、トレーニング及びリソース</li> <li>- 監査人が関与するタイミング</li> <li>- 保険業界団体への監査人の関与</li> <li>- 代替的な解釈の識別</li> <li>- グループに関する検討</li> </ul>

これらの検討事項には、監査委員会が経営者及び外部監査人との議論を想定して行う質問が付随している。

GPPCガイダンス付属文書では、IFRS第17号の適用において保険会社が直面する主要な判断と会計方針の選択について考察している。

## GPPCガイダンス付属文書で提供されているガイダンス

GPPCガイダンス付属文書では、監査委員会が認識し、説明を求める必要のある会計上の論点について記載している。監査委員会は、経営者に、どの論点が企業にとって最も重要であるかを特定するよう要請する必要がある。

### 主要な判断と会計方針の選択

- 集約レベル
- 保険契約の結合及び保険契約からの構成要素の分離
- 契約の境界線
- 一般的測定モデル（キャッシュ・フローの見積り、割引率、リスク調整及び契約上のサービス・マージン（CSM）を含む）
- 保険料配分アプローチ（PAA）
- 変動手数料アプローチ（VFA）
- 再保険（測定に関する相違、契約の境界線、カバー期間及び開示を含む）
- 移行措置（完全遡及アプローチ、修正遡及アプローチ及び公正価値アプローチの議論を含む）
- 表示
- 開示

GPPCガイダンス付属文書は、表示及び開示規程の主要な変更に関する情報、並びに重要な判断と会計方針の選択に関する経営者向けのより詳細な質問も含まれている。

## GPPCガイダンスの位置づけ

本ガイダンスは、IFRS第17号の規定を修正または解釈することを意図したものではなく、またGPPCにその権限はない。

本ガイダンスの情報は一般的なものであり、保険会社は、自らの状況に応じてIFRS第17号を適用するには、さらに分析を行うことが必要となる。ただし、6大会計事務所ネットワークのそれぞれは、個々の保険会社のIFRS第17号適用の品質を評価するために、本ガイダンスを適用することが期待される。

# 経営者向けの主要な10の質問

監査委員会は、これらの主要な10の質問を利用して、経営者との議論に注力できる。

## 監査委員会が経営者に尋ねるべき主要な質問項目

- |                     |   |
|---------------------|---|
| プロジェクト計画及び管理        | - 主要な決定事項を慎重に判断したり、変更管理プロセスを体系化したり、高品質な基準適用を実現するために必要な評価モデル及びITインフラの設計、構築及びテストを行うために、どのような計画、プロジェクト・ガバナンス、管理の取り決めがあるか。    |
| 移行の管理               | - 変更の範囲と複雑性、並びに移行期間の長さに応じて、タイムリーで高品質な基準適用を確実なものとするために、経営者はどのような管理と監視を実施しているか。<br>- 基準適用に関する決定が、適切性を維持するためにはどのように監視されているか。 |
| ビジネス・プロセス、システム及びデータ | - 経営者は、IFRS第17号での適切な使用を担保するために、最適な情報ソース、既存システム、プロセス及び統制（データ及びストレージ要件を含む）に必要なすべての変更を識別したか。<br>- 最も重要な変更は何か。                |
| 財務報告及び関連する内部統制      | - 財務報告プロセス及び内部統制はどのように設計、文書化、テストされているか。特に、IFRS第17号のレポーティングに使用されるシステム及びデータ・ソースが、これまで財務報告に関する内部統制の対象となっていたいなかった場合。          |
| 会計方針、会計上の判断、会計上の見積り | - 経営者によって行われた主要な会計方針の選択、移行オプション、解釈、見積もり及び判断は何か。<br>- 経営者は、これらを同業他社や最新の解釈及びガイドンスに照らして評価したか。                                |
| リソース及びトレーニング        | - 経営者は、効果的な基準適用及びその後の運用に必要なさまざまな機能を跨いだ多くの専門分野のチームのコラボレーションを念頭に置いて、リソース及びトレーニングのニーズにどのように対処したか。                            |
| ビジネス・インパクト          | - 経営戦略、事業計画、自己資本及び収益のパートナー、プライシング、商品、チャネル、課税、役員報酬及び資本政策の評価に使用されるKPI（規制資本及び配当可能額を含む）に当初および継続的に予想される影響はなにか。                 |

利害関係者との コミュニケーション	- 移行段階及び適用後の双方で、ビジネス及び財務業績について内外の利害関係者とコミュニケーションするために、どのKPIとマネジメント情報が使用されているか。
開示	- どのようにIFRS第17号のより詳細な開示要件を満たし、同業他社と比較したか。
グループ及び ローカルでの適用	<ul style="list-style-type: none"><li>- グループは、グループ報告及びローカルの法定報告の双方を満たす準備ができていることを担保するためには、現地子会社または支店を基準適用プロジェクトにどのように関与させているか（ローカルの法定報告がIFRSに基づいているかどうか）。</li><li>- IFRS第17号の適用は、グループにおいて中央集権的に管理、または、現地の報告責任の下でのガバナンス構造を使用して管理され、グループ全体の「運営委員会」に報告されているか。</li></ul>

# 外部監査人向けの主要な質問10項目

監査委員会は、これらの主要な10の質問を利用することによって、外部監査人との議論に注力できる。

## 監査委員会が外部監査人に尋ねるべき主要な質問項目

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| プロジェクト計画及び<br>管理                | - 経営者の移行計画及びタイムライン、行使された判断の監視、使用されているデータの品質に関するガバナンスなどについて、監査人の具体的な所見または懸念がある場合、それは何か。  |
| プロジェクト・リスク                      | - 複雑性、判断の必要性、不確実性を念頭に置いて、経営者によるIFRS第17号の適用における重要なリスクの識別に関する監査人の所見は何か。   |
| 会計方針、会計上の<br>判断、会計上の見積り         | - 監査人は、経営者によって行われた主要な会計方針の選択、移行オプション、解釈、見積もり及び判断をレビューしたか。<br>- 主要な会計解釈及び判断のうち、保険会社と監査人が同意していない事項、まだ評価中のプロセスにある事項、見解の相違を生じるリスクが非常に高い事項は何か。 |
| リソース及び<br>トレーニング                | - 監査法人は、IFRS第17号の適用に起因する重要な虚偽表示リスクに対応するためのスキル、知識及びリソースを監査チームが確保することをどのように担保するか。<br>- IFRS第17号によって、監査チームの編成とプロフィールはどの程度変化するか。              |
| 財務報告プロセス、<br>システム及び<br>関連する内部統制 | - 実施した手続に基づいて、監査人は、主要なデータ・ソース、新設または更新されたシステム及びモデル、または主要なアサンプション及び見積りに対する企業の内部統制について、所見または懸念を持っているか。                                       |
| 移行の管理                           | - 企業が代替案、実務上の便法、手動措置、暫定措置を使用した場合、監査人はこれらの方策に関連するリスクをどのように識別及び評価し、現在及び将来におけるそれらの使用の適切性と関連する内部統制の双方についてどのように説明を求め、評価したか。                    |

グループにおける検討事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ監査人として、グループの業務運営全体にわたるIFRS第17号適用の一貫性をどのように評価しているか。</li> <li>- グループ監査人（グループ共同監査人）として、構成単位の監査人（グループ共同監査人がいる場合はそれぞれのネットワーク）がグループ全体にわたって一貫した監査アプローチを取っているかをどのように評価するか。</li> </ul>
ベンチマー킹	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 監査人は、同業他社と比較した、企業の会計判断、手法、アサンプション及び見積りのベンチマークに関する所見を持っているか。</li> </ul>
開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 企業が提示するIFRS第17号の開示の網羅性及び明瞭性についての監査人の見解は何か。同様に、今後適用される基準としてのIFRS第17号の影響に係る直近の開示についての監査人の見解はあるか。</li> </ul>
経営者の偏向（バイアス）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 監査人は、財務諸表全体の観点から、IFRS第17号に関する企業の判断、見積り、アサンプション及び開示における経営者の（意図的または意図的ではない）偏向が存在するかを立ち止まって考え、検討するためにどのようなプロセスを実施するか。</li> </ul>

# Insurance contacts

**Laura Hay**  
 Global Head of Insurance  
**KPMG International**  
**E:** [ljhay@kpmg.com](mailto:ljhay@kpmg.com)

**MaryTrussell**  
 Global Insurance Accounting  
 Change Leader  
**KPMG International**  
**E:** [maryhelentrussell@kpmg.com](mailto:maryhelentrussell@kpmg.com)

**Joachim Kölschbach**  
 Global IFRS Insurance Lead Partner  
**KPMG in Germany**  
**E:** [ikoelschbach@kpmg.com](mailto:ikoelschbach@kpmg.com)

**Ferdia Byrne**  
 Global Insurance Actuarial Lead  
**KPMG in the UK**  
**E:** [ferdia.byrne@kpmg.co.uk](mailto:ferdia.byrne@kpmg.co.uk)

**Martin Hoser**  
 Global Insurance Accounting Change Data  
 and Systems Lead Partner  
**KPMG in Germany**  
**E:** [mhoser@kpmg.bm](mailto:mhoser@kpmg.bm)

**Danny Clark**  
 Global Insurance Accounting Change  
 Accounting Lead Partner  
**KPMG in the UK**  
**E:** [danny.clark@kpmg.co.uk](mailto:danny.clark@kpmg.co.uk)

**Frank Pfaffenzeller**  
 Global Head of Insurance Audit  
**KPMG International**  
**E:** [fpfaffenzeller@kpmg.com](mailto:fpfaffenzeller@kpmg.com)

**Pierre Planchon**  
 Global Audit Insurance Accounting  
 Lead Partner  
**KPMG in France**  
**E:** [pplanchon@kpmg.fr](mailto:pplanchon@kpmg.fr)

**Erik Bleekrode**  
 Asia Pacific Insurance  
 Accounting Change Lead  
 Partner  
**KPMG in China**  
**E:** [erik.bleekrode@koma.com](mailto:erik.bleekrode@koma.com)

**Paul Melody**  
 China and Asia Pacific Head of  
 Actuarial and Insurance Risk  
**KPMG in China**  
**E:** [paul.melody@kpmg.com](mailto:paul.melody@kpmg.com)

**Michael Lammons**  
 North American Insurance  
 Accounting Change Lead Partner  
**KPMG in the US**  
**E:** [mlammons@kpmg.com](mailto:mlammons@kpmg.com)

**Simona Scattaglia**  
 Global Insurance Accounting Change  
 Implementation Lead Partner  
**KPMG in Italy**  
**E:** [sscattaglia@kpmg.it](mailto:sscattaglia@kpmg.it)

本冊子は、KPMGインターナショナルが2020年2月に発行した「*Implementing IFRS 17 Insurance Contracts*」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

Publication name: *Implementing IFRS 17 Insurance Contracts*

Publication date: February 2020

© 2020 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

KPMG International Cooperative ('KPMG International') is a Swiss entity that serves as a coordinating entity for a network of independent firms operating under the KPMG name. KPMG International provides no audit or other client services. Such services are provided solely by member firms of KPMG International (including sublicensees and subsidiaries) in their respective geographic areas. KPMG International and its member firms are legally distinct and separate entities. They are not and nothing contained herein shall be construed to place these entities in the relationship of parents, subsidiaries, agents, partners, or joint venturers. No member firm has any authority (actual, apparent, implied or otherwise) to obligate or bind KPMG International or any other member firm, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm, in any manner whatsoever.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスとともにご判断ください。

コピー ライ ト © IFRS Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人は IFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

「IFRS®」、「IFRIC®」及び「IAS®」は IFRS 財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited 及びあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中及び（または）登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。この冊子の内容に関連して行った（または行わなかった）活動により生じた損失について、それらの損失が過失またはその他の事由で生じたか否かに関わらず、国際会計基準委員会、IFRS 財団、並びにこの冊子の著者及び出版者は、一切責任を負いません。

[home.kpmg/jp/ifrs](http://home.kpmg/jp/ifrs)

詳細な情報、過去情報はあずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください